

月形町障がい者活躍推進計画

令和2年4月
月形町

月形町長

月形町障がい者活躍推進計画

機関名	月形町
任命権者	月形町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
月形町における障害者雇用に関する課題	月形町においては令和元年6月1日現在において実雇用率が2.67%となっており、法定雇用率を達成しています。今後採用した障がい者である職員の活躍のためには更なる体制整備や各種取組が必要であります。
目標	
①採用に関する目標	○各年度6月1日時点の雇用率が法定雇用率を達成する。 （参考） 令和元年6月1日時点の実雇用率：2.67% （評価方法） 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	○不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法） 毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取り組み内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	
○障害者雇用推進者として総務課長を選任します。 ○障がいのある職員本人や、職場で支援に当たる管理監督等が相談できる窓口をを総務課総務係に設定します。相談者の意向等を踏まえ、必要に応じて、産業医とも連携を図ります。	
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
○現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、必要に応じ面談を行い、職務の選定及び創出について検討を行います。	
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
（1）職務環境	○新規に採用した障がい者については、定期的な面談等により、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じることとします。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。

<p>(2) 募集・採用</p>	<p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみ受入れをする。
<p>4 その他</p>	
<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律及び「月形町障害者就労施設等優先調達方針」に基づき、障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の拡大の場を推進します。</p>	